

京情審答申第132号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年10月13日付け7 教学第1232号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年7月10日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別紙を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年7月21日、実施機関は、本件請求の対象となる文書を保有していないとして、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成27年9月18日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分のうち別紙の1に掲げる文書（以下「請求対象文書1」という。）、別紙の2に掲げる文書（以下「請求対象文書2」という。）及び別紙の3に掲げる文書（以下「請求対象文書3」という。）（以下「請求対象文書」と総称する。）に係る処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年10月13日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分のうち請求対象文書に係る処分の取消しを求めるといふものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が請求対象文書の公開をしない理由は、「本件請求に係る公文書を保有していない。」というものである。しかし、次の理由から、いずれの文書も存在しない理由はない。
- 2 請求対象文書1については、いじめの被害者の保護者である母親を侮辱していることは、特別事象報告書とスクールカウンセラーの実績報告書に記入されている。当該行為は福知山市立〇〇中学校（以下「本件中学校」という。）の元校長が行っていたが、退職者は懲戒処分の対象でないため、実施機関は、退職手当について定めた条例に基づき全額又は一部の返納を命じる行政処分を検討しなければならない、当該文書が存在しない理由はない。
- 3 請求対象文書2については、文部科学省に尋ねると、裁判を勧める教育公務員はいないとのことである。実施機関には、福知山市教育委員会（以下「市教委」という。）が見解の相違のため裁判を相手方に勧めているという書類があるはずであり、当該文書が存在しない理由はない。
- 4 請求対象文書3については、市教委のいじめ対策専門指導員の担当者は、現〇〇中学校校長であることが京都府への公文書公開請求でわかったが、実施機関の総括指導主事が異議申立人に対して電話で3、4回「市教委が当該指導員の職務内容について説明する。」と断言しているのに、市教委は未だに説明責任を果たしていないことから、実施機関には、市教委の担当者が努力義務を怠り、職務放棄をしていることについて報告がなされているはずであり、当該文書が存在しない理由はない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員が口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

請求対象文書1については市教委から懲戒処分の内申はなく、また、当該退職金の返納に係る報告もないことから、請求対象文書2及び請求対象文書3については実施機関には市教委の職員の服務監督権限がないため、市教委から当該発言及び職務怠慢に係る報告はないことから、実施機関において作成し、又は取得しておらず文書が存在しないため、非公開（不存在）としたものである。

なお、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書は保有していない。

第6 審査会の判断理由

- 1 請求対象文書について
異議申立人が本件請求、異議申立書及び口頭意見陳述において述べてい

る主張を総合すると、異議申立人が公開を求めている文書は、次のとおりであると考えられる。

- (1) 本件中学校の元校長の退職金の返納について市教委が実施機関に報告していることが分かる文書
- (2) 市教委の指導主事が行った発言について市教委が実施機関に報告していることが分かる文書
- (3) 市教委のいじめ対策専門指導員の担当者が当該指導員の相談の対象となった保護者に対して未だに説明責任を果たしていないという職務怠慢について、市教委が実施機関に報告していることが分かる文書

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 請求対象文書1について

ア 異議申立人は、本件中学校の元校長が懲戒処分の対象となる行為を行ったが、退職者は懲戒処分の対象でないため、実施機関は、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）に基づき全額又は一部の返納を命じる行政処分を検討しなければならないので、当該文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

イ 実施機関に確認したところ、市教委から懲戒処分の内申はなく、また、当該退職金の返納に係る報告もないことから、請求対象文書1については保有しておらず、さらに、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書1の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

(2) 請求対象文書2について

ア 異議申立人は、実施機関には、市教委が裁判を異議申立人に勧めているという書類があるはずであり、当該文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

イ 実施機関に確認したところ、実施機関には市教委の職員の服務監督権限がないため、市教委から当該発言に係る報告はなく、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書2の存在を

推認させるような特段の事情も認められない。

(3) 請求対象文書3について

ア 異議申立人は、実施機関には、市教委の担当者が保護者に対して説明責任を果たさず、職務放棄をしていることについて報告がなされているはずであり、当該文書が存在しない理由はないと主張しているものと解される。

イ 実施機関に確認したところ、実施機関には市教委の職員の服務監督権限がないため、市教委から当該職務怠慢に係る報告はなく、また、異議申立人の意向を十分に斟酌しても、他に特定することができるような文書も保有していないとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人が主張する請求対象文書3の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、いずれも不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月13日	諮問書の受理
平成27年10月26日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月 1日	第1回審査会
平成28年 1月29日	第2回審査会
平成28年 9月28日	第3回審査会
平成28年10月26日	第4回審査会
平成30年 3月30日	答 申

別紙

公文書公開請求に係る請求内容

- 1 特別事象報告書にて母親を侮辱したものを記入している元福知山市立〇〇中学校〇〇校長への退職金返納を福知山市教委が京都府教委へあげていることがわかる書類
- 2 福知山市教委の〇〇指導主事の「あんた裁判かけ」「出るところで」という公務員らしからぬ発言について福知山市教委が京都府教委へあげられていることがわかる書類
- 3 いじめ専門指導員について福知山市教委がいじめ専門指導員の相談の対象となった保護者に対して未だに説明責任をはたしていない職務怠慢を京都府教委へあげていることがわかる書類
- 4 福知山市教委が京都府の〇〇、〇〇、〇〇指導主事、〇〇総括から〇〇中が電話拒否をしないように注意をしているにもかかわらず、今現在、上司の命令を聞こうとしない服務違反について京都府教委にあがっているかまとめていることがわかる書類